

平成31年3月8日（金曜日）

議事日程（第3号）

議会運営委員会委員長報告	6 2
開議（午前9時30分）	6 2
付託議案について各常任委員会の審査結果報告	6 2
（総務建設常任委員会）	6 3
（教育民生常任委員会）	6 7
委員長報告に対する質疑	7 0
（総務建設常任委員会）	7 0
（教育民生常任委員会）	7 0
一般質問	7 0
8番（濱中幸三君）	7 1
4番（高橋正博君）	7 7
休憩（午前10時36分）	8 0
再開（午前10時41分）	8 0
発言の取り消し	8 0
4番（高橋正博君）	8 0
10番（川本貴也君）	8 1
休憩（午前11時 3分）	8 7
再開（午前11時15分）	8 7
7番（福本耕太君）	8 7
討論、採決（議案第7号～議案第38号）	1 0 1
議案の上程、提案理由の説明（議案第41号）	1 1 6
提案理由に対する質疑（議案第41号）	1 1 6
討論、採決（議案第41号）	1 1 6
議員の派遣	1 1 7
閉会中の継続調査申出	1 1 7
閉会（午後0時21分）	1 1 8

## 平成31年3月8日（金曜日）午前9時30分 開 議

### 1、 出席議員

1 番（岡野能之君）	2 番（岡本経治君）	3 番（濱野良一君）
4 番（高橋正博君）	5 番（木場隆司君）	6 番（母倉正人君）
7 番（福本耕太君）	8 番（濱中幸三君）	9 番（山崎勝義君）
10 番（川本貴也君）	11 番（佐々木邦久君）	12 番（井上正清君）

### 2、 欠席議員 なし

### 3、 欠員 なし

## 地方自治法第121条による出席者

町 長（三枝邦彦）	副 町 長（宮原隆昌）
教 育 長（下地芳文）	
総 務 課 長（鳥井基史）	企 画 課 長（椎木 孝）
出納室兼税務課長（笹山恵子）	福 祉 課 長（奥村 忠）
健康増進課長（山本真由美）	住 民 環 境 課 長（高橋幸光）
建 設 課 長（濱口浩司）	農 林 水 産 課 長（川本公義）
商工観光課長（宮原正行）	教 育 総 務 課 長（佐伯浩二）
生涯学習課長（須浪宏和）	総 務 課 副 主 幹（島原正喜）
総務課副主幹（山本詳司）	

## 議会事務局職員

議会事務局長（渡辺志保）	書記（須藤英彦）
--------------	----------

## 議事日程 第1号

別紙のとおり

## 平成31年3月土庄町議会定例会議事日程（第3号）

平成31年3月8日(金曜日)午前9時30分 開議

- 第 1 付託議案について各常任委員会の審査結果報告(総務建設常任委員会、教育民生常任委員会)
- 第 2 一般質問
- 第 3 議案第16号 土庄町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 4 議案第17号 土庄町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第18号 土庄町長等の給与支給条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第19号 土庄町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第20号 土庄町公共用財産管理条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第21号 土庄町社会体育施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例
- 第 9 議案第22号 土庄町文化施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例
- 第 10 議案第23号 土庄町森林整備促進基金の設置、管理及び処分に関する条例
- 第 11 議案第24号 土庄町長栄又造教育振興基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例
- 第 12 議案第25号 土庄町国民健康保険高額療養費貸付基金条例を廃止する条例
- 第 13 議案第26号 土庄町介護給付費準備基金条例の一部を改正する条例
- 第 14 議案第27号 土庄町立認定こども園の設置に伴う関係条例の整備に関する条例
- 第 15 議案第28号 土庄町立認定こども園条例
- 第 16 議案第29号 土庄町すこやかエンゼル祝金等条例の一部を改正する条例
- 第 17 議案第30号 土庄町介護保険条例の一部を改正する条例
- 第 18 議案第31号 土庄町国保保健福祉総合施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第 19 議案第32号 土庄町漁港管理条例の一部を改正する条例
- 第 20 議案第33号 土庄町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 第 21 議案第34号 土庄町普通河川等管理条例の一部を改正する条例
- 第 22 議案第35号 土庄町営住宅管理条例の一部を改正する条例
- 第 23 議案第36号 土庄町都市下水路条例の一部を改正する条例
- 第 24 議案第37号 土庄町港湾管理条例の一部を改正する条例
- 第 25 議案第38号 瀬戸・高松広域連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の変更について

- 第 26 議案第 7 号 平成 31 年度土庄町一般会計予算
- 第 27 議案第 8 号 平成 31 年度土庄町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 28 議案第 9 号 平成 31 年度土庄町港湾整備事業特別会計予算
- 第 29 議案第 10 号 平成 31 年度土庄町宅地造成事業特別会計予算
- 第 30 議案第 11 号 平成 31 年度土庄町大鐸財産区事業特別会計予算
- 第 31 議案第 12 号 平成 31 年度土庄町農業集落排水事業特別会計予算
- 第 32 議案第 13 号 平成 31 年度土庄町介護保険事業特別会計予算
- 第 33 議案第 14 号 平成 31 年度土庄町福祉サービス事業特別会計予算
- 第 34 議案第 15 号 平成 31 年度土庄町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 第 35 議案第 41 号 工事請負契約の締結について
- 第 36 議員の派遣について
- 第 37 閉会中の継続調査申出について

## 議会運営委員会委員長報告

○議長（井上正清君）

おはようございます。

開議に先立ちまして、2月28日に議会運営委員会を開催いたしまして、本日の議会運営等についてご審議をお願いいたしました。その結果について、委員長からご報告をお願いいたします。

○議長（井上正清君）

議会運営委員長 川本貴也君。

○議会運営委員長（川本貴也君）

おはようございます。議会運営委員会からご報告申し上げます。

本委員会は、去る2月28日、委員会室におきまして議会運営等につきまして審議いたしましたので、その結果をご報告申し上げます。

町長より議案第41号 工事請負契約の締結についての議案が提出されましたので、これを日程に追加したいと思います。

なお、本日の会議の進め方でございますが、お配りしております議事日程第3号のとおりであります。

以上、議会運営委員会からのご報告とさせていただきます。

○議長（井上正清君）

ただ今、議会運営委員長から報告のありましたとおりです。

運営等につきましては、スムーズに審議ができますよう、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

## 開議

○議長（井上正清君）

ただ今の出席議員は、12名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

## 付託議案について各常任委員会の審査結果報告

○議長（井上正清君）

これより、本日の日程に入ります。

日程第1、付託議案について各常任委員会の審査結果報告を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。

○議長（井上正清君）

総務建設常任委員長 濱野良一君。

○総務建設常任委員長（濱野良一君）

おはようございます。2月28日に当委員会におきまして平成31年度当初予算及び条例関係等議案が当委員会に付託されましたので、これについて、3月4日に委員会を開催いたしました。そして審査をいたしましたので、その結果について所管課ごとに要点を報告させていただきます。

最初に、税務課所管部分は、税務総務費は前年度に比べ1237万2千円の増額で、これは平成33年度に迎える固定資産税の3年毎の評価替えに係る業務委託料の計上が主な理由であると説明がありました。

また、賦課徴収事務費は293万4千円の増額となっており、これは10月から稼働予定の地方税共通納税システムの導入に係るシステム改修等整備費用の計上が主な理由であると説明がありました。

歳入予算は、町税全体では15億2571万7千円で前年度に比べ3168万円の増額であり、町民税は若干の減少が見込まれるが固定資産税が前年度に比べ3150万5千円の増、町たばこ税が、税制改正による旧3級品の税率引き上げ及び加熱式たばこ課税方式の見直し等の影響から144万8千円の増であるとの説明を受けました。

委員からは軽自動車税に関して環境性能割の仕組みについて質問があり、消費税10%引上げに際し、廃止される自動車取得税の代替財源として創設され、平成31年10月から当分の間、県が賦課徴収を行い、町へは県から配分されるものとの説明がありました。

次に、出納室所管部分の予算について、会計管理費は、前年度より3万3千円の減となっています。これは、町で契約しているNHKテレビ受信料の支払いを出納室で一括計上したことによる増額の一方で、新元号対応のためのシステム改修委託料が皆減となったためとの説明がありました。債権管理費は、前年度より38万6千円の減となっており、滞納処分に係る県外旅費の見直しを行ったためとの説明がありました。

歳入予算の町預金利子、収入印紙等売捌手数料、病院事業収入滞納繰越分については、実績により計上しているとの説明がありました。

続いて、議会事務局所管部分について、議会費はほぼ前年度と同額であるが、前年度より2万9千円の減となっています。これは共済費の共済組合等負担金負担率が下がったことによるものとの説明がありました。

監査委員費は前年度より11万円の増額となっています。これは四国四県持ち回りで開催していた会が、30年度の香川県開催から31年度は高知県開催となるためと、香川県監査委員協議会より負担金の増額について要望があったためと

の説明がありました。

次に、総務課所管部分の予算について、土庄町庁舎建設事業費は事業予算 4 億 6410 万 9 千円で、前年度比 1 億 7255 万 9 千円の増です。平成 31 年度は、旧土庄中央病院の躯体解体、外壁撤去、地中梁等解体、杭破砕などの解体工事、造成工事、庁舎建設工事を予定しています。庁舎建設工事は 31 年度分の出来高想定で 2 億 5000 万円分を年度協定とし、残りを 32 年度の年度協定とすると説明がありました。

次に、デジタル防災行政無線整備事業は、2 億 2824 万 6 千円が計上され、31、32 年度で戸別受信機の整備を完了する予定とのことです。

次に、高度情報化推進費の行政情報システム管理事業では、インバウンド対応としてホームページを多言語対応にリニューアルすると説明がありました。その他、ファイルサーバーの新たな構築や業務用パソコンの更新を行うとのことです。

選挙費は、香川県議会議員選挙、土庄町議会議員選挙、参議院議員選挙が実施予定のため増額となっています。

次に、災害対策事業として、現在のハザードマップを 31 年度に修正・更新すると説明がありました。

公債費は、元金償還据置期間の短縮により、元金償還が早まったため、8 億 7930 万 3 千円となり、前年度比 4176 万 6 千円の増額とのことです。

歳入について、地方消費税交付金は 2 億 4240 万円、自動車取得税交付金に代わるものとして新設された環境性能割交付金は 335 万円、地方交付税は、普通交付税が 24 億円、特別交付税は昨年と同じ 2 億 5000 万円を見込んでいると説明がありました。

町債は、土庄町庁舎建設事業債、デジタル防災行政無線整備事業債が増額となったものの、瞳保育所、一般廃棄物処理施設、新設統合こども園、四海公民館等に係る事業債が減となったため、6 億 5210 万円の減額になっているとの説明がありました。

委員から、ホームページの多言語対応について質問があり、韓国、中国、台湾、英語の 4 カ国語に対応するものを作る、プロポーザルで幅広く募集して、よりよい提案のあった業者に委託する予定との説明がありました。

また、ハザードマップの配布方法について質問があり、町広報の折込により各家庭に配布、また公民館や自治会館等にも配布するとの説明がありました。

続いて、企画課所管部分の予算について、主なもの及び 30 年度と比較して大きく変わったものは、一般管理費において、職員数減に伴う給与費全体の減額及び平成 32 年度から導入される会計年度任用職員制度に係るシステム整備費用とのことです。

次に、企画費では、町のランドデザイン業務策定に係る経費、2020年度以降の次期5カ年にわたる人口ビジョン及び総合戦略策定に係る経費を計上しているとのことです。

次に、少子化対策費については、子ども子育て支援事業計画の第2期、5カ年の計画策定に係る経費及びすこやか手当の支給額を、年額1万2千円から12万円に増額したことにより、大幅な増額となっているとのことです。

その他4件の条例等の議案について説明がありました。このうち、議案第29号 土庄町すこやかエンゼル祝金等条例の一部を改正する条例は、すこやか手当の支給額増額に伴うもの、また、議案第38号 瀬戸・高松広域連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の変更については、土庄町と高松市が締結をしている連携協約の項目を追加するものと説明がありました。

委員からは、今後の職員数についての方針について質問があり、退職補充による現状維持の数を確保していきたいとの回答がありました。また、委員から、ランドデザイン策定に関し、町としての意見、町長の意志をしっかりと反映して策定してほしいという意見がありました。

次に、議案第7号の商工観光課所管部分の予算は、前年度比1億4360万5千円増の3億6792万6千円です。このうち、観光費関係予算は、4576万3千円の大幅な増額となっています。瀬戸内国際芸術祭事業では、瀬戸内国際芸術祭の開催に伴い、作品制作業務やオリジナルガイドブックの作成の費用など、3975万5千円の増額とのことです。

また、地域資源活性化事業では、新規事業として小豆島石を使ったベンチを設置する事業の委託料や一般財団法人小豆島北部みらいへの補助金などにより204万8千円の増額とのことです。また、友好交流都市である長崎県雲仙市との交流をさらに深めるため、雲仙交流事業の経費を計上していると説明がありました。

また、今年10月の消費税率の引き上げに伴い、低所得者及び子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするために、国からの要請を受けて、低所得者・子育て世帯主向けのプレミアム付き商品券の発行を行うと説明がありました。事業費は1億114万1千円で、財源には国庫補助金が充てられるとのことです。

委員から、小豆島観光協会と小豆島観光戦略会議の業務内容等について質問があり、執行部から、小豆島観光協会は小豆島全体の観光業務、宣伝等を行っており、両町で同額の負担金を支出している。小豆島観光戦略会議は観光客誘致を目的として旅行会社に観光商品の造成を依頼し観光客の増加を目指し、旅館やホテル関係の方が主に活動していると説明がありました。

また、瀬戸内海タートルフルマラソン全国大会負担金の支出の是非を問う質問に対し、町負担金の再考についての提案を検討すると回答がありました。



さらに、一般財団法人小豆島北部みらいの事業計画について質問があり、31年度はふるさと納税の返礼品の開発、北部エリアのノルディックウォーキングの計画、瀬戸内海国立公園指定85周年記念事業を行うと説明がありました。

次に、建設課所管分の予算について、道路新設改良費は、社会資本交付金事業（沖之島架橋）の増額及び新規事業として公共施設等適正管理推進事業（舗装修繕）を実施することより7953万7千円の増額となっています。社会資本交付金事業（沖之島架橋）については、設計業務等に係る委託料8613万円を計上しています。

河川総務費は、4地区の河川整備工事、1地区の急傾斜地崩壊防止工事を予定しているとのことです。住宅管理費は、民間住宅の耐震対策支援事業を実施し、新規事業として民間危険ブロック塀等撤去支援事業の事業費を計上しているとのことでした。改良住宅建設費は、大部住宅建替事業の第3期工事着手に伴い、1889万3千円の増額となっています。主な内容は、6戸分の建築工事及び既存住宅の改修工事等を予定していると説明がありました。

議案第9号 平成31年度港湾整備事業特別会計は、前年度より210万1千円の増額とのことでした。

議案第10号 平成31年度宅地造成事業特別会計は、前年度より19万9千円の増額となっています。なお、王子前分譲地の不動産鑑定実施の予算を計上しているとのことでした。

次に、議案第33号 土庄町道路占用料徴収条例の改正に伴い、議案第20号、議案第34号、36号及び37号の占用料等の額についても併せて改正することについて説明がありました。また、議案第35号 町営住宅管理条例の一部改正についての説明も受けました。

委員から大部住宅建替事業の建設費等についての質問があり、財源及び一戸あたりの建設費について回答がありました。

次に、農林水産課所管部分の予算について、有害鳥獣被害防止対策事業は、393万1千円の増額で、捕獲頭数が約1.2倍に増加したことによるものと説明がありました。

森林整備促進基金は、31年度から新たに森林整備促進基金条例が施行されることに伴う基金の積立金とのことです。

水産業振興費628万2千円は、四海漁協が行う鱧事業の離島活性化交付金事業が終了したことにより大幅な減額となっているとの説明がありました。

次に、議案第11号 大鐸財産区事業特別会計は、森林国営保険料の増加や山林愛護会の開催等により、前年度より229万4千円増額との説明がありました。

議案第12号 農業集落排水特別会計は、前年度とほぼ同額の2437万5千円です。歳入について、本会計不足分として一般会計から2041万円を繰り入れする

とのことです。

委員から、有害鳥獣被害防止対策について、専門家の現地指導が可能かとの質問があり、地元からの希望があれば可能であるとの回答がありました。

ごま生産推進事業については、採算が合わなければ振興にはつながらない、方向性についてしっかり考えてほしいとの意見がありました。

また、ため池ハザードマップ支援事業については、総務課のハザードマップとも連携するように要望がありました。

農業集落排水特別事業については、一般会計からの繰入金について質問があり、繰り入れの主な要因である償還金の返還状況についての説明がありました。

条例では、議案第 23 号 土庄町森林整備促進基金の設置、管理及び処分に関する条例について、平成 31 年度に創設される森林環境譲与税について、間伐、木材利用の促進及び普及啓発による森林整備に係る事業の実施のための基金として運用するため、本条例を制定するものであるとの説明がありました。

以上、各課から報告を受け審査した結果、委員から、香川人権研究所に対する負担金と、改良住宅の建設費について反対がありましたが、採決を行い、賛成多数により本委員会に付託された議案については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で総務建設常任委員会へ付託されました議案に対し、開催されました委員会の報告を終わります。

○議長（井上正清君）

教育民生常任委員長 山崎勝義君。

○教育民生常任委員長（山崎勝義君）

おはようございます。2月28日に平成31年度当初予算及び条例関係等議案が当委員会に付託されました。これらについて、3月5日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その結果について、所管課ごとに要点を報告させていただきます。

生涯学習課、議案第7号の生涯学習課所管予算は3億746万6千円、前年度より8452万3千円、21.5%の大幅な減となっています。

これは、中央公民館空調修繕や豊島公民館建設事業による増額の一方、前年度の四海公民館建設事業、図書館の空調設備や大坂城残石記念公園の舞台建具及び石工小屋の屋根葺き替えの修繕などの減額との差し引きによるものが主な理由であるとのことでした。

委員から、中央公民館改修事業の空調設備改修工事について質問があり、執行部からは、修繕についていろいろな方法を検討した結果、LPガスを燃料とした空調のシステムに変えることになったとの回答がありました。

条例議案では、フレトピアホールなど社会体育施設の整備に係る資金と中央公民館など町立文化施設の整備に係る資金をそれぞれ積み立てるため制定する議案第 21 号 土庄町社会体育施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例、議案第 22 号 土庄町文化施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例と、四海公民館建設費用等に充てるため基金の全額を処分し、基金を廃止する議案第 24 号 土庄町長栄又造教育振興基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例について説明がありました。

教育総務課、続いて、議案第 7 号の教育総務課所管部分では、閉園を予定している四海幼稚園の園舎の解体工事費用として、2069 万 3 千円が計上されています。

小学校スクールバス運行事業では、車両購入費 3008 万 8 千円として、老朽化しているスクールバス 2 台を更新すると説明がありました。

中央学校給食センター運営事業では、厨房機器更新工事 1323 万 4 千円として、老朽化している厨房機器を計画的に更新することです。

また、認定こども園の移行に伴い、設置場所及び保育料の根拠などを定めた条例など、2 件の条例議案の説明がありました。

委員から、スクールバスの運行委託料を抑制する必要性について質問があり、執行部から、将来的に子どもの数の減少に合わせて、小学生と中学生の相乗りなど運行経費を削減できるよう検討していくとの回答がありました。

また、土庄幼稚園の今後の土地の借上げについての質問があり、契約は 31 年度末までで、今後については協議しているとの回答がありました。

住民環境課、次に、議案第 7 号の住民環境課の当初予算総額は、7 億 882 万 1 千円、前年度より 6560 万円の減額です。

増減の主な理由は、環境対策事業で、ごみ・し尿に係る地元自治会対策費として、小海自治会の土地整備費と琴塚いこいの家雨漏り修繕費が増額となり、また塵芥処理事業でも、塵芥収集民間委託事業の開始により増額となりましたが、一般廃棄物処理施設整備事業では、ごみ・し尿両施設とも、現存している施設を含めた検討をするための調査費等の計上により減となり、全体では減額との説明がありました。

委員から、特定危険空き家除却支援事業の申請件数について質問があり、現在 40 件の申請があるとのことでした。

また、小江最終処分場について契約延長が可能かとの質問があり、執行部からは選択肢の一つではあるが、地元自治会との協議が必要との回答がありました。

福祉課より、議案第 7 号の福祉課所管部分の予算額合計は 15 億 319 万 2 千円で、前年度と比較して 1806 万 3 千円、1.2%の増となっています。

主な増加要因は、人事異動に伴い職員給与費が減少したものの、障害者福祉費や国民健康保険費が増加したことによるものとの説明がありました。

個別の内容については、重度障害児島外通院等交通費補助金について、支給範囲をこれまでの通院時に加え、養護学校で保護者会等が主催される行事に参加する場合にも助成ができるよう要綱を改正するとのことでした。

また、心身障害者等医療費支給事業について、本年 8 月診療分から補助対象の拡大と後期高齢者を除き、県内医療機関を受診した場合の現物給付化を予定しているとの説明がありました。

次に、議案第 8 号 国民健康保険事業特別会計予算は、前年度より 59 万円減の 19 億 6458 万 4 千円で、被保険者数の減少の影響により、療養給付費は減額となっているものの、一人あたり医療費は増加傾向にあるとの説明がありました。

次に、議案第 13 号 介護保険事業特別会計予算は、前年度より 312 万 7 千円増の 19 億 859 万 5 千円で、保険給付費が減少見込みであるものの、地域支援事業費が増加見込みであるとの説明がありました。

次に、議案第 15 号 後期高齢者医療特別会計予算は、前年度より 67 万 4 千円増の 2 億 4255 万 4 千円で、主な要因は、健康診査事業の増加見込みによるものとの説明がありました。

続いて、3 件の条例議案について説明があり、このうち、議案第 30 号 土庄町介護保険条例の一部を改正する条例については、平成 31 年 10 月に予定されている消費税率引き上げに伴い、低所得者に対する負担軽減を強化しようとするものであるとのことでした。

委員より、心身障害者等医療費支給事業の対象者は何名かとの質問があり、執行部から、平成 29 年 4 月 1 日現在の重度心身障害者等医療費支給事業対象者は 423 人、心身障害者医療費支給事業対象者は 80 人との回答がありました。

健康増進課、次に、議案第 7 号の健康増進課所管の一般会計は 4 億 5074 万 7 千円で、前年度に比べ 6762 万 5 千円、17.6%の増額、特別会計は 1 億 7685 万 9 千円で、前年度に比べ 968 万 8 千円 5.2%の減額とのことでした。

新規事業として、平成 31 年度から予防接種の機会がなかった 39 歳から 56 歳の男性に対して風しん追加対策事業を行うとのことでした。

また、がん検診については事前に希望調査を実施することにより、受診率の大幅増を見込むとのことでした。

議案第 8 号 国民健康保険事業特別会計においては、特定健康診査の受診率が年々向上していることから特定健康診査事業費が増額になるとのことです。

議案第 14 号 福祉サービス事業特別会計については、訪問看護ステーションの廃止や利用者の減少などにより事業費が減額となります。

また、平成30年度をもって訪問看護ステーションが廃止になることから、土庄町国保保健福祉総合施設の設置及び管理に関する条例を一部改正すると説明がありました。

以上、教育民生常任委員会へ付託されました議案について審査した結果、全ての議案について原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、報告を終わります。

## 委員長報告に対する質疑

○議長（井上正清君）

これをもちまして、各常任委員会の審査結果報告を終わります。

これより、各常任委員長より報告のありました件を議題といたします。

総務建設常任委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方はご発言願います。

（発言者なし）

○議長（井上正清君）

ないようでございますので、総務建設常任委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

○議長（井上正清君）

教育民生常任委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方はご発言願います。

（発言者なし）

○議長（井上正清君）

ないようでございますので、教育民生常任委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

## 一般質問

○議長（井上正清君）

日程第2、一般質問を行います。

なお、答弁につきましては簡潔、明瞭に答弁いただきますようよろしくお願いたします。

また、8番濱中幸三君より一般質問に関して資料を提出したいと申し出がありましたのでこれを許可いたします。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

○議長（井上正清君）

8番 濱中幸三君。

○8番（濱中幸三君）

濱中です。私は2点の一般質問を行いたいと思います。一つは唐櫃栄山地区の太陽光発電に係る産廃の不法投棄及び土庄町自然環境保全条例の適用について、それを適用してくださいということ、もう一つは、今作成しているランドデザインについて質問したいと思います。

まず最初の栄山地区の太陽光発電について、豊島唐櫃栄山地区の太陽光発電事業計画用地において、用地造成を行った土壌からコンクリートがら、アスファルトがら、木くずなどの産業廃棄物が広範囲にわたって不法投棄されていることが香川県によって明らかにされました。この廃棄物に対し、県はスケルトンバケット10cm×20cm角の穴が開いたふるいです。及び目視による廃棄物の分別撤去作業を指導し、現在廃棄物の撤去が終わったと言っています。

しかし、当然ながら終了後の試験掘りでは多くの廃棄物が出てきています。いまだ周辺にも産廃が残っています。土庄町職員も撤去作業に立ち会っています。本当に不法投棄された廃棄物は撤去され、現地には残っていませんか。

まずは1点。

○議長（井上正清君）

住民環境課長 高橋幸光君。

○住民環境課長（高橋幸光君）

濱中議員のご質問にお答えいたします。

香川県による産業廃棄物の撤去に係る行政指導が、昨年11月16日に終了した旨の報告を受けておりますので、町としての答弁は控えさせていただきたいと思います。

○議長（井上正清君）

濱中幸三君。

○8番（濱中幸三君）

12月議会でも答弁はありませんでした。今回も同じ回答ということで驚いております。今回、現場の写真を持ってきましたので、現場にこのような廃棄物が残っているということをお示ししたいと思います。これは現場の北隅にある木くずがいまだに放置されている状況です。これも現場の北側にある木くずの廃棄状況及びコンクリートがらの廃棄状況です。これも現場のコンクリートがらの廃棄状況です。これは現場のりが雨によって崩れている写真です。この小さな廃棄物は石ころの中にたくさん入っております。

県と一緒に現場に入って現場を見ながら、なお答弁は控えさせていただきますというのは、本当に土庄町の職員として、また土庄町の現場にある不法投棄に

対して全く無責任な発言だと思います。

現在のその写真を見て、廃棄物がありますか。ないですか。それを教えてください。

○議長（井上正清君）

高橋幸光君。

○住民環境課長（高橋幸光君）

濱中議員のご質問にお答えいたします。

この写真につきましては、また県の方に報告させていただきます。

○議長（井上正清君）

濱中幸三君。

○8 番（濱中幸三君）

12 月議会も同じような質問の中に同じような県へ報告させていただきますという回答がありました。それは 4 点ぐらいについて議事録の中に載っていますが、今までに 12 月以降にですね、県へ報告してその県から回答はありましたか。それをお聞かせください。

○議長（井上正清君）

高橋幸光君。

○住民環境課長（高橋幸光君）

濱中議員のご質問にお答えいたします。

県からの回答はございません。

○議長（井上正清君）

濱中幸三君。

○8 番（濱中幸三君）

前回の本会議の中で、一般質問で、県へ報告しますということだったんで、その回答がないというのはおかしいと思います。ぜひ、県のほうへ土庄町の柴山地区の現場はこういう状況だということをはっきり申し伝えていただきたいと思います。

それから 2 点目、不法投棄された産廃を含む汚泥によるものと思われる用地造成は、平成 5 年頃、また平成 27 年頃の 2 度にわたって行われており、平成 27 年頃に行われた用地造成は、平成 5 年頃に海岸近くに不法投棄された産業廃棄物を含む汚泥を掘り起こし、太陽光発電施設用地に持ち込んだものであると思われる。その土質は非常に軟弱であり、降雨によってのり面が流出して敷地外の民有地にまで流れ出している。自治会で民有地に流れ出している土壌の調査を行ったところ、PHが 9.5、コーン指数が 181 km N/m<sup>2</sup>の調査結果が出てきた。自治会はこの数値をもって、県に建設廃棄物汚泥と考えられるので土壌の調査を行うように度々要請した。しかし、県は自治会の要請を無視し続けている。

致し方なく、自治会は汚泥の不法投棄事件として、香川県警に 2 度目の告発を行った。県の産廃撤去終了宣言を受け、発電事業者は産業廃棄物を含んだ汚泥の上に太陽光発電施設を建設しようとしている。汚泥の軟弱な地盤の上に太陽光発電施設を建設することになれば、大雨台風時に太陽光パネルの飛散、地盤の流亡、崩落による太陽光発電施設の崩壊等が高い確率で予測される。それに伴う周辺環境の汚染、損壊、人的被害も起こり得る。町長は 12 月議会で条例の適用を前向きに検討すると答えられた。その後どうなっておりますか。

○議長（井上正清君）

高橋幸光君。

○住民環境課長（高橋幸光君）

濱中議員のご質問にお答えいたします。

太陽光発電施設の設置に対して、豊島の多くの住民の方々が反対の意見を出されていることにつきましては、重く受け止めておりますが、土庄町自然環境保全条例の適用につきましては、内部で再度協議しましたが、やはり太陽光発電施設の設置自体は、開発行為に当たらないことから条例の適用は難しいと考えております。

なお、この条例の基本理念につきましては、今後も大切にしていきたいという思いは変わりません。

○議長（井上正清君）

濱中幸三君。

○8 番（濱中幸三君）

開発行為というのはどのようなものかということを考えますと、現場は、面積が約 1 ヘクタールあります。もと山でありました。木がいっぱい生えていますし、草地もありました。そこをです、ブルドーザで押し崩してしまって、その上に下から産業廃棄物を含む汚泥を持ってきて埋立てました。そして、その汚泥の上に太陽光パネルを建設しようとしています。汚泥は軟弱です。これが飛散するのは確実であるし、流れる可能性もあります。台風が来ると非常に危険な状況です。そういう状況の中で、なぜそこが開発行為にならないのかというのが非常に理解できないと思います。ほとんど 100 人に聞けば 100 人とも、それが開発行為であろうと言うに決まっています。それを土庄町がなぜか分からないけど、開発行為ではないとおっしゃるのは不思議だし、本当に地元のほうをその目は向いていない。県のほうに向いていると思います。ぜひ、本当に土庄町内の出来事として捉えて自然環境を守る方向で頑張っていただきたいと思います。これは、また今後の課題として町長にお願いしたいと思います。

それから 2 点目、委員会でも質問いたしましたけれども、土庄町の発展、また福祉の向上についての具体的な指針となるグランドデザインを今考えてるよ



うです。そのグランドデザインは、どのような手法を持って描いていくのか。2点目として、そのグランドデザインを作るにあたって、町長の思いはどのようなものかということをお尋ねしたいと思います。

まず第1点として、グランドデザインを作っていく手法をお尋ねしたいと思います。

○議長（井上正清君）

企画課長 椎木 孝君。

○企画課長（椎木 孝君）

濱中議員の2問目のご質問にお答えいたします。

グランドデザインの進捗状況につきましては、平成30年度土庄町グランドデザイン策定業務委託によりまして、本町の施策・事業の洗い出しや関連計画の整理、本町を取り巻く社会環境や財政状況の他、地域や年齢層など分野ごとの住民等の課題認識やニーズを調査・分析をするなど、基礎調査を行っております。

具体的には、平成30年11月に町内の18歳以上の方から無作為に1,000名を抽出したアンケート調査、平成31年1月には子育て層の意見交換会、2月には中学生・高校生のジュニア協議会を実施し、この3月にそれぞれの地区協議会を開催する予定であります。そういったそれぞれの年齢層、また地域の方のご意見を聞きながら31年度に策定をしていきたいというふうに考えております。

○議長（井上正清君）

濱中幸三君。

○8番（濱中幸三君）

はい、グランドデザインを作るまでの手法としては、いろいろやって町民の意見を十分に吸い上げていこうという姿勢は大事なことだと思います。ただ、土庄町の長期目標であるデザインを考えていこうとする中で、土庄町としてはどのような町を目指していくのかということが、やっぱり最初にちゃんと頭の中になかったら、意見を聞くだけでは良いものがないんじゃないかと思えます。

まず土庄町の、まず基幹産業とは何かということやっぱり観光だと思います。三枝町長になって観光の予算がどんどん増えてですね、観光のいろいろな展開をやっているんで、これは良いことだなあと思います。本当に観光で、この町が食っていくんだということになれば、その他一次産業とか二次産業、三次産業、これらのことについてもやっぱり観光ということを中心に置いて物事を進めていくことが大事だと思います。ということでもう一度、土庄町の将来はどのような方向に向いていこうとしているのか。また今までの調査の中でそれがどのように出てきているのかということをもう一度聞きたいと思います。

○議長（井上正清君）

椎木 孝君。

○企画課長（椎木 孝君）

濱中議員の再質問にお答えいたします。

先ほど言われましたように、土庄町の基幹産業と言いますか、現在の状況を踏まえてというのは当然のことです。そういった中で町の計画には最上位計画といたしまして総合計画というものがございます。そういったものとの整合、また今の土庄町の基幹産業と、それと地域それぞれのご意見等をお聞きし、将来、中長期的な計画を作っていきたいと思っております。今アンケート調査、またそれぞれの意見、これからの部分もありますのでどういった分析になっておるのかということのところまでは、まだ報告をいただいておりますので、今調査をしているという状況でご理解いただきたいと思います。

○議長（井上正清君）

濱中幸三君。

○8番（濱中幸三君）

まだ調査中らしいですけれども、やっぱり調査に入る前にですね、土庄町はどういう方向にいくというのは、調査する課長の頭の中、町長の頭の中にはあったほうがいいんじゃないかと思ったり、本当にこれらから厳しい町の中の競争とかですね、生き残りをかけていく自治体としては、本当に全部が全部やっていくというのはなかなか難しく、本当に選択と集中というのが非常に大事になってくると思います。そういう中で、町長はこの町を今後どのように導いていくのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（井上正清君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

それでは濱中議員さんの質問にお答えいたします。

ランドデザインを策定する手法という前に考え方はありました。と申しますのも、土庄港は小豆島の表玄関です。で、2060年には1万人を切らない政策でやろうという当然、元々旗を掲げておりましたので、それを基にですね、考えていきたいと考えておりました、先ほど椎木課長が答弁しましたが、約1,000名の方に今月末ですね、それは基礎的な皆さんのアンケートの修正は、皆さん方に4月か5月に分かりませんが皆さんにお示しできると思います。これは1,000名の方のアンケートです。

町としては、先ほど言いましたように、表玄関ですし、1万人を切らないためにはどうしたらいいかということで、当然それには交通、それから各地区のですね、同じ土庄であっても前島、それから四海とか大部、肥土山全部考え方、

それから各地区の産物であったり全て違います。そういったのも考慮しながら、まず核となる庁舎は中央病院の跡地にできます。それ以外の町有地をまずどうしたらいいか。だけど、四海地区にあっては第一次産業の鱧であったり、それから芋とか農作物いろんなものがありますが、それをどう結び付けていくか。

また地産地消の観点もですね、どこで商品売っていくか。観光客が増えるということは地産地消の中でいくと、観光客が増えることによってその消費も増えてきます。ですから今後ですね、グランドデザインをする上で30年、50年を見据えた中でプラス、たぶん分かりませんが小豆島が一つになっているであろうということも踏まえながらですね、核となる庁舎、そして、ここのこの場所を次、何にしていくか。東洋紡の跡地もどうしていくか。ある程度頭に描いているんですけども、各地区の中でも限界集落になる恐れのある地区もあるやに聞いておりますので、そういったのもならないために、また福祉バスも走らせておりますけれども皆さん方が安心して住んでいただけるにはどういう交通体系がいいのかも含め、その地区の特産品であるものをどうそこをもっと増やすにはどうしたらいいのか。その特産品がそこだけでいいのかということも踏まえてですね、これからデザインを考えていこうと考えています。

港も東港もありますし、土庄港それから大部港もあります。そういった港も活用しながら、外から来る方、また島のできたものを外に出す。そういう交通体系も重視していかないとなかなか難しい。そして豊島もですね、豊島の方から陳情もありました。あつた時点でこちらも考えているようなことをたまたま持ってきていただいたので豊島の活性化、これもグランドデザインの中に入ってくると思っていますので、そういったことも踏まえて考えていこうと思っておりますのでよろしくお願いします。

○議長（井上正清君）

濱中幸三君。

○8番（濱中幸三君）

今後を具体的に町長から示していただきましたけれども、本当に土庄町は、土庄町をこういうふうに持っていきたいということで、町長が今まで言ってきたように観光産業を基盤にしてですね、農業、漁業それからかどや製油とかですね、旅館・ホテル、やっぱり雇用を増やす方向で、若い人の働き場を作る方向で物事を進めていっていただきたいと思えます。それとグランドデザインにつきましては、図面ですね、図面とか絵を中心にして、誰が見ても分かりやすいような、土庄町の将来の目標となるのが一目で分かるようなデザインにしていただきたいと思えます。

以上で質問を終わります。

○議長（井上正清君）

4番 高橋正博君。

○4番（高橋正博君）

4番高橋正博でございます。ただいまから一点だけ一般質問を行いたいと思います。

日本は人口減少に入っております。ましてや地方は、少子高齢化の波にあおられて、子ども、児童数、またお年寄りの数もどんどん人口は減っている時代が訪れております。

小豆島土庄町においても、かつて50年前には8つの小学校がありました。それが27年に最後4つに残りまして、この4つの小学校も現在は、土庄町で豊島と本町に1カ所、2校になりました。そういう中で各小学校跡地が空いてきまして、4校が閉校になる前は、戸形小学校、大鐸小学校、大部小学校というふうに統合されていきまして、跡地がそれぞれ公民館とかそういう施設に生まれ変わって利用されております。平成27年には湊崎小学校、土庄小学校、北浦、四海というふうに4校残ったのが、土庄小学校1校に統合されました。平成27年から各地区で小学校跡地協議会を設立するということになりまして、各小学校ごとに跡地利用について協議がなされているのが現状だろうと思います。

その中で四海小学校におきましては、公民館をというふうな要望が地区から出て、小学校跡地では場所的に交通の便が非常に悪いということから旧公民館を建て替えて公民館を、事業を行いました。小学校跡地についてはまだ手つかずで残されております。

土庄小学校におきましては、保育所と幼稚園が一つになって認定こども園ということになりましたので、土庄小学校跡地に認定こども園が建設されて、この春には開校となろうとしております。

北浦小学校におきましても、旧公民館が老朽化しておるといようなことから、学校の跡地を公民館に改装されております。

湊崎小学校においても、跡地利用協議会でいろいろ要望しておりましたが、その後、いまだに町としてのご回答はいただいております。地元から要望したのは、公民館的な要素と美術館を含めた改装、旧校舎を利用して改装していただきたいという要望を出しました。かつて。その回答は、耐震診断をするといようなことから、現校舎を耐震診断を実施してまいりましたが、耐震診断の結果、非常に耐震性が悪いということから旧校舎を利用するのは不可能だということが結論づけられております。その後、それを解体し、その跡地に公民館を整備してほしいという要望をいたしておりますが、その後どうなっておるか進捗状況をお尋ねいたしたいと思います。

○議長（井上正清君）

総務課長 鳥井基史君。

○総務課長（鳥井基史君）

高橋議員のご質問にお答えいたします。

先般、湊崎小学校跡地利用協議会から、跡地の利用について要望書をいただきました。その要望書には、湊崎公民館の建設、公園の整備、運動場の確保、消防屯所の建設についての要望記載がございました。

地域の皆様が思い入れのある小学校の跡地について、ご検討を重ねていただいておりますことにお礼を申し上げます。

まず建物整備につきましては、来年度より新庁舎建設地周辺の子育て支援センターの1階部分、愛の園保育所、湊崎幼稚園など複数の公共施設の利用がなくなり空いてくる予定であります。湊崎小学校跡地は敷地面積が広い反面、利用目的の自由度が高い反面、校舎等の解体や整備する内容によっては、事業費が膨大となる可能性を懸念いたしております。また、一部が土砂災害特別警戒区域に指定されております。

次に、財政状況の面から申しますと、近年では土庄小学校、小豆消防署、小豆島中央病院、認定こども園、瞳保育所、四海公民館など大型建設事業が相次ぎ、今後は数年にわたり予定されております新庁舎、豊島公民館、沖之島架橋、一般廃棄物処理施設などの建設事業も多く、事業執行のために借り入れた地方債、この地方債の元利償還金の大幅な増加が見込まれております。土庄町中期財政計画によりますと平成35年まで高止まりする想定でございます。

ご要望いただいております各事業整備は、その事業を担保する財源を考慮し、また町全体の予算を見据えながら慎重に行っていく必要があるとともに、現在進めております土庄町ランドデザインの計画に沿いまして、周辺一帯を効率的・効果的に整備してまいりたいと考えております。

その節にはご相談申し上げますので、ご協力とご教示をいただければと思います。以上です。

○議長（井上正清君）

高橋正博君。

○4番（高橋正博君）

土庄町に大型事業が山積しているということは認識しております。

しかし、小学校跡地協議会で小学校の利用を各地区に協議していただきたいという町執行部からの依頼があつてできた協議会だろうと思います。

かつて私が議員になって、27年ですけれども四海小学校跡地利用の一般質問の中に、大部小学校のときに1億5千万ぐらい投資しておられるということで、今後各小学校跡地に、町長はその当時1億5千万ぐらい予算はつけるというようなご回答をしたように思いますが、町長そのことはお変わらないのでしょうか。

お答えください。

○議長（井上正清君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

その当時、言ったと思います。当然変わってはおりません。ただ、先ほど鳥井課長が言ったように、大型事業が急に出てきたというのがありますけれども、当然、土庄、湊崎、一番人口が密集している場所なので、もう一度このあたりを精査しながら考え方は変わっていないということと、もう一度検討しながらですね、前向いて考えていきたいと思います。お願いいたします。

○議長（井上正清君）

高橋正博君。

○4番（高橋正博君）

ぜひ湊崎小学校の跡地が、ゴーストタウンのように寂れていった町になる状況が目に見えております。また父兄の方からも、あそこはやはり子どもたちの遊び場のたまり場になっておるといようなこともありまして、今後死角になって住民の目も行き届かない状況になりますので、事故、事件が起こらないうちに、何とかあそこをしていただきたい。町財政が厳しいのであれば、ぶっ潰して売却するなり、そういう方向性も今後考えられるんじゃないかと思います。

○議長（井上正清君）

高橋議員、通告書の方に掲載されておられませんので。

○4番（高橋正博君）

## 休憩

- 議長（井上正清君）  
暫時休憩します。

休 憩 午前 10 時 36 分  
再 開 午前 10 時 41 分

## 再開

- 議長（井上正清君）  
再開いたします。

## 発言の取り消し

- 議長（井上正清君）  
高橋正博君。

- 4 番（高橋正博君）

私の先ほどの発言の中で一部取り消しいたしたいと思います。商工会館の跡地利用、また支援センターの跡地利用につきましては取り消ししたいと思います。以上です。

- 議長（井上正清君）  
取り消しを許可いたします。

- 議長（井上正清君）  
高橋正博君。

- 4 番（高橋正博君）

湊崎小学校の跡地利用について質問を続けたいと思います。あと、北浦、土庄、四海の方にはそういうふうに跡地利用で再開発といいますか、再事業が行われました。湊崎小学校がまだ残っておりますので、ぜひグランドデザインの中にあの地域をどのような絵を描くのか今後楽しみにして、進めて入れていただきたいと思います。町長にお答えをお願いします。

- 議長（井上正清君）  
三枝町長。

- 町長（三枝邦彦君）

跡地利用につきましては、前回半年前か 12 月議会か分かりませんが言ったと

思いますけど、言う前にすみません一つ。結局解体をする、解体だけをしたらどうっていう話もありました。だけど解体だけというのは非常に難しく、解体した後、どういう箱物造ってどうするのという計画がなければ補助金も受けられないということがありました。ということでですね、今止まっております。あの後を、半年前か12月が分かりませんが言ったと思うんですけども、あそこが整備された後はですね、湊崎の小学校の横から上へ上がる道、それと赤穂屋の奥の道、あそこの拡幅はそれに併せてしたいという話はしたと思います。それをしつつ、中身ですね、野球のグラウンドもありますし、体育館もあります。だからあのあたりをどうしたらいいのかということがあるんですけども、こないだ持ってきていただいた中に、屯所も入れたいとか公園整備、これも新たにきておりますので、そのあたりも今後協議する話が出てくると思いますし、グラウンドデザインの中に当然その話は入ってくると思っておりますから、そのあたり併せて今後検討していくと思います。よろしくをお願いします。

○議長（井上正清君）

高橋正博君。

○4番（高橋正博君）

十分に検討いただいて、ぜひグラウンドデザインの中に湊崎小学校跡地を有効できるようこれから進めていただきたいと思いますと思ひまして、一般質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（井上正清君）

10番 川本貴也君。

○10番（川本貴也君）

10番川本です。私は土庄町における今後の観光施策ということで3点ご質問させていただけたらと思います。

まず1点目でございます。本年、瀬戸内国際芸術祭2019、また4月後半からの大型10連休を前にしまして、恐らく町長のほうも一部施政方針のほうで触れられておりましたけれども、かなり多くの観光客の皆さんがエンジェルロードを訪れるであろうかと思います。またその10連休の期間中も潮汐表を見ますと、かなり午後からの良い時間帯に干潮のほうが重なっております、多くあの辺りに観光客が殺到するであろうということが予想されるわけですが、そのような中、以前から問題になっております、まず駐車場の不足問題。やはり多くの観光客の方が車でいらっしゃる。当然ながら徒歩で訪れたり、自転車とかバスとかそういったかたちで訪れる方もいらっしゃいますけれども、やはりマイカーでお越しのお客様が数多くいらっしゃる、そのような中で、駐車場不足ということが毎回懸念となっております。



またその駐車場、そのエンジェルロードまでにたどり着くまでの間、車が殺到したためにおきる交通渋滞。観光客の皆様はもちろんですけれども、島内の方々からも通常5分10分で行ける所が30分、1時間かかったというような地元のほうからもかなり困ったなという声が、再三再四聞いておるような状況であります。そのような中、町長の施政方針で交通の対応をやっていくということで謳われておりましたが、このまずエンジェルロードの駐車場問題、また交通渋滞の緩和についてどのような考えがあるのか。まず1点目こちらのほうをお聞かせ願えたらと思います。

○議長（井上正清君）

商工観光課長 宮原正行君。

○商工観光課長（宮原正行君）

川本議員のご質問にお答えいたします。

エンジェルロードでは、例年ゴールデンウィークなどの連休に多くの観光客が訪れ、渋滞が発生するため、交通整理について警備会社等に依頼した上で商工観光課職員も出て対応しております。

川本議員のご質問にありますように、4月後半には瀬戸内国際芸術祭2019、大型連休を控えており、例年以上の混雑が予想され、警備員等を増員する予定にしていますが、それでも小豆島とのしょう観光協会職員、商工観光課職員だけでは対応しきれないことが予想されるため、今回は町職員が業務として、交通整理を行うことを検討してまいります。すでに香川県小豆総合事務所とは、1月28日に地域づくり協議会の場において協議をはじめております。今後、小豆警察署なども含め、混雑対策について引き続き協議してまいります。

また、大型連休時の駐車場につきましては、通常のエンジェルロード公園第1駐車場、コンビニ裏、しまむら裏の第2駐車場に加え、第3駐車場として土庄町総合会館駐車場、第4駐車場としてセントホール向かいの町有地を予定しています。それに加えて、香川県のご協力のもと第5駐車場として旧土庄高校グラウンド、第6駐車場として香川県小豆総合事務所についてもお借りできるように相談したいと考えております。

各駐車場への誘導看板も必要箇所に設置し、駐車場等の情報については、事前に町のホームページ、観光情報に掲載し周知するなど、本町としてできる限りの態勢で対応していく所存でございます。

○議長（井上正清君）

川本貴也君。

○10番（川本貴也君）

分かりました。現状では、今課長がおっしゃられた対応ができる最大限かと思いますので、町を挙げまして、来た観光客のお客様に喜んで帰ってもらえる、

また地元のほうからも多数訪れて、観光客の方々が来て良かったなど思えるようなかたちでこちらのほうを乗り切っていただけたらと思いますのでよろしくお願いたします。

2 点目に移りたいと思います。

訪日外国人の受け入れについてでございます。ここ最近、高松空港のほうでも国際線の方がソウル、台北、上海、香港ですか、かなり増えてきている状況で、飛行機の便のほうも海外エージェントの方からかなり予約をブロックされるようなエージェントも発生している状況で、どんどん香川県、また小豆島のほうにも訪日外国人のお客が増えてきている状況であります。それを後押しするように皆さんもご存じかと思えますけれども、ニューヨークタイムズ誌におきましても 2019 年行くべき 52 カ所の第 7 位で瀬戸内の島々ということで選ばれております。

このような中、今後まだまだ訪日外国人が増えていこうかと思えます。団体のみならず F I T のお客様もかなり増えて来るかと思えますけれども、そのような中にありまして、このインバウンドの方々が香川県に訪れている数が数字でも出ているように、かなり飛躍的に伸びてきているわけですが、今現状で香川県内においても訪日外国人の誘致、香川県内での観光地での地域間競争が発生しているような状況であります。そのような中、訪日外国人に対して、まず他の観光地との競争に勝つために情報発信、また町が管理しております建物、施設等におけるパンフレット、看板等による多言語標記はもちろんのこと、特に F I T 対応のインターネット、また Wi-Fi 環境の強化というところが求められるかと思えますけれども、このような施策についてお伺いしたいと思います。

○議長（井上正清君）

商工観光課長 宮原正行君。

○商工観光課長（宮原正行君）

川本議員の 2 点目の訪日外国人の受け入れについてということでご質問をいただきました。お答えさせていただきます。

訪日外国人旅行者数は、近年着実に増加しており、政府目標では 2030 年までに 6000 万人を目指すとしています。土庄町におきましては、インバウンド対策として、平成 29 年度から土庄港フェリーターミナル観光案内所などで「多言語コールセンター」と契約し、9 カ国語での窓口対応が可能となっております。また、町内の主要観光拠点において無料の Wi-Fi 「かがわ Wi-Fi」を設置し、旅行者が手軽に観光情報や交通情報にアクセスできる環境を整備するなど、国内外からの観光客の方に向けて利便性の向上を図ってまいりました。今後さらなるインバウンドの増加が見込まれ、また瀬戸内国際芸術祭 2019 の開催も控えてお

ります。案内所を設置する主要な港、土庄港、家浦港、唐櫃港では、多言語マナーを配置し、観光協会ボランティアガイド、瀬戸内こえびネットワークとも連携しながら、外国人の受入体制の充実を図ってまいります。今後も各関係団体との連携を図りながら、観光情報の発信の強化、観光地における多言語での表記、外国語パンフレットの充実などを進めてまいりたいと考えております。

○議長（井上正清君）

川本貴也君。

○10番（川本貴也君）

町としましても、情報発信、その他観光地誘致によりまして、引き続きわが町に一人でも多くの訪日外国人を誘致していただけますようよろしくお願いいたします。

3点目に移らせていただきます。

滞在型観光とリピーター化についてということでございます。今現在、小豆島、また土庄町におきましてメディアの露出等によりまして、かなり観光客のほうが増加傾向に、ここ近年あるかと思えます。そのような中におきまして要因の一つとしてあげられるのが、日帰り観光客がかなり増えてきている。

その要因としましては、高松においてのホテルの建設ラッシュ。こちらのほうがかなり進んでいる状況で、ここ最近におきましても新たなホテルの新規オープンまた客室のリニューアルによる増加によりまして、訪れる観光客が増えているにもかかわらず、そのまま泊まらずに日帰りで島外へ帰ってしまうというような状況が、ここ最近目立ってきているように思います。そのような中でいかに滞在型観光を目指し、一人でも多くの人にわが町に泊まっていただくか。やはり、観光の大きな目的としましては、町内で1泊、2泊泊まっていただいて、わが町にやはり、お金をいかに落とさせていただくか。このようなところを今後どんどん日帰り観光が増えていくであろう中で、いかに滞在型観光を進めていくという計画なのか。また滞在型観光の直近でいいますと芸術祭のほうが始まりますが、芸術祭におきましても、その作品数及び作品場所、このようなところも滞在するかしないか大きな点になるかと思えますので、まずもって芸術祭の作品展示とかそのあたりについてご報告願えたらと思います。

○議長（井上正清君）

宮原正行君。

○商工観光課長（宮原正行君）

川本議員の3点目のご質問にお答えいたします。滞在型観光とリピーター化ということで、土庄町におきましても滞在型観光は、必要性を感じております。

滞在型観光は続けて滞在することにより経済波及効果や地元との交流、リピ

ーター化が期待できることから、本町におきましても必要と考えており、例えば4月からの瀬戸内国際芸術祭2019では、新たな試みとして実施するオフィシャルツアーで、小豆島をはじめ豊島など7コース設定されるガイド付きツアーと旅行者の希望に応じた旅の企画や提案、施設等の手配を行うカスタマイズツアーを有償で実施いたします。

また、フェリーでゆったりと快適な船旅を楽しみたい方には、5つの島を結ぶフェリー3日間乗り放題となる乗船券を発行し、周遊していただきます。このように、瀬戸内の島々を巡ることになる瀬戸内国際芸術祭2019は、滞在型観光への一助となると考えております。

また、瀬戸内国際芸術祭2019についてのご質問でございますが、今回土庄町では、豊島を合わせて新規作品8作品を含む28作品を予定しております。中でも前回大部地区において展開され大きな話題となりました台湾のリン・シュンロンの作品は、大部地区におきまして竹を約4,000本使い、海辺の巨大アート作品になるとお聞きしています。島の玄関口土庄港では、コシノジュンコ氏の新たな作品の展示があるとともに韓国人アーティストの新規の作品が設置されます。また肥土山地区の旧大鐸小学校プールでは、イタリア人アーティストの作品を展開いたします。そして今回初めて、四海地区におきましては少し遅れますが、夏会期にはアート作品が展開される予定でございます。以上です。

○議長（井上正清君）

川本貴也君。

○10番（川本貴也君）

今後、芸術祭の作品が、かなり魅力的な作品が多数あるということになれば、日帰りではなく、ゆっくり泊まって1日、2日かけて見ようということになるかと思っておりますので、そのあたりもいかに魅力発信、情報発信ができるかというところであろうかと思っておりますので担当課のほうでそのあたりをお願いしたいと思います。と同時にリピーター化という面に関しましては、やはり今現状わが町におきましても単体イベント等々、数多くやっております即効性のある効果を得られておるわけですが、どうしてもスポット、スポットでの効果になっておろうかと思っております。

またいろいろと旅行形態も変わっております、見る観光から体験型観光であるとか、多種多様な観光目的で皆さんいらしゃってるかと思っております。

そのような多様な中でまず1点気になっておるのが、町のホームページを見ましても、今現状でモデルコースとして掲載されているのが日帰りコースしか掲載されていないんです。そのあたり1泊2日コースであるとか、2泊3日コースであるとか、そういったところもやはり早急に作成し、掲載する必要性があるかと思っておりますけれどもこの点についてお聞きしたいと思います。

○議長（井上正清君）

宮原正行君。

○商工観光課長（宮原正行君）

町ホームページにつきましては、川本議員が言われますように、現在は短時間で小豆島の魅力を満喫するコースという日帰りコースしか掲載できておりません。滞在型観光に繋がる宿泊を伴うモデルコースを早急に検討して、町のホームページにおいても発信するようになりたいと考えております。

○議長（井上正清君）

川本貴也君。

○10番（川本貴也君）

それでは最後に滞在型観光、また今後1回訪れてからのリピーター化、また他の地域間競争に打ち勝っていくための今後の観光施策、概略的に結構ですけれども町長自身のほうにお伺いしまして終わりにしたいと思います。

○議長（井上正清君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

今後の滞在型観光、リピーター化につきましては、まず瀬戸内国際芸術祭で作品が毎年少しずつ増えております。恒久作品が。これも観光の目玉の一つになってきてます。そんな中で豊島も含めながら、できればですね、滞在していただきたいというのがあります。元々土庄町としてはイベントをやっています。先ほど川本議員が言われたようにイベントした時は来ています。来年来ようか、年に1回じゃなくて。いつ来てもいいようなそういうようなリピーターのことを多分おっしゃっていると思うんですけど、瀬戸芸だと恒久作品がありましたらいつ来ても見れる。それから、体験型ですね、これはちょっとなかなか難しいんですけど、素麺であったり箸分けですね、であったりとか今後こっち繋がるような、それからオリーブもできる時には自分でテイस्टイングしたりとかそういったのもありますから。それはまだ土庄はできていないので。あと、道の駅ですね、小海の。あそこもなんか行ったらもっと楽しく遊べるよというのを今後考えていきたいと思っています。今のニーズがですね、先ほど言われたように1泊朝食というのが非常に多いんです。国内の人、海外の人問わず、非常に多いのでできるだけ1泊朝食でも受け入れられるようなホテル体系。それと、夕食する場所がなかなかないので、このあたりも移住者の方も含めて、地元の方も含めていろんな食事する場所を夜できる所ができれば、もう少し夜も増えて、リピーターとか滞在型が増えるのかなと思っておりますので、そういったのも併せて今後取り組んでいく必要があると考えておりますのでよろしくをお願いします。

○議長（井上正清君）

川本貴也君。

○10番（川本貴也君）

町長がおっしゃられましたように、観光客自体のニーズが多種多様化しておりますので、やはりいろいろなことを小さなことからでも結構かと思います。少しずつ作っていただいで、そのような中でまた大化けして目玉になるかということも出てこようかと思っておりますので、引き続き観光施策のほうを頑張ってくださいということをお願いしまして終わりたいと思います。以上です。

## 休憩

○議長（井上正清君）

暫時休憩いたします。再開は11時15分とします。

休 憩 午前11時 3分

再 開 午前11時 15分

## 出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

## 地方自治法第121条による出席者

休憩前に同じ。

## 議会事務局職員

休憩前に同じ。

## 再開

○議長（井上正清君）

再開いたします。

○議長（井上正清君）

7番 福本耕太君。

○7 番（福本耕太君）

7 番、日本共産党の福本耕太です。さっそく質問に入りたいと思います。

一つ目の質問は、タクシー利用助成について使用制限の撤廃を求める質問でございます。

バス利用が困難な高齢者や障害者がタクシーを利用する際に、その費用の一部を助成するタクシー利用助成について、現在の制度はその使用が「郡内の医療機関への通院」に限定、制限されています。平成 29 年 3 月議会で、この制限を撤廃するよう求めた私の質問に、町は「島内の病院に通院していただくための制度だ」と述べ、高齢者や障害者の生活向上ではなく、行政側の目的、都合のために制度を作り、制限をかけていることを明らかにしました。

私が、この支配的な行政の姿勢に抗議し、利用者の目線で制度を改正するよう求めたのに対し、町は「利用者の意見や要望を聞いて検討する」と答弁しました。

あれから 2 年が経過し、利用者の意見や要望を聞く時間は十分あったはずですが、①町はどのような手法で利用者の意見や要望を聞いたのでしょうか。その手法を説明し、データ、文書で提出してください。いつ、どのように行ったか詳しく説明してください。

○議長（井上正清君）

福祉課長 奥村 忠君。

○福祉課長（奥村 忠君）

福本議員のご質問にお答えいたします。

タクシー利用助成に関しましてのアンケート調査等を特別に行った経緯は、今のところございません。以上です。

○議長（井上正清君）

福本耕太君。

○7 番（福本耕太君）

アンケート調査を行っていないということですが、町長に質問しますけれども、2 年前に利用者の意見や要望を聞いて検討するというふうにお答えになられたと思いますけど、どうでしょうか。答えてませんか。答えてますか。事実関係を答弁してください。

○議長（井上正清君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

2 年前にそういう話があったと思いますが、その後ですね、アンケート調査実施しておりませんが、当時もそうなんですけれども、島内の医療を利用していただきたいという大前提があったので、そういうことで 2 年間経過現在してお

ります。ですからアンケートはとってないと思います。

○議長（井上正清君）

奥村 忠君。

○福祉課長（奥村 忠君）

平成 29 年 3 月議会におきまして、当時の福祉課長のほうから「制度開始後、利用者のご意見、ご要望をお聞きしながら小豆島町とも協議していきたいと考えております」というご答弁をさせていただきました。

○議長（井上正清君）

福本耕太君。

○7 番（福本耕太君）

今課長のほうからあったように、小豆島町と協議をすると、その前提として利用者の意見や要望を聞くというふうにおっしゃられていますけれども、なぜしてこなかったのでしょうか。

○議長（井上正清君）

奥村 忠君。

○福祉課長（奥村 忠君）

29 年 4 月からの制度開始以来、お問い合わせがあった場合、それから実際に申請があった場合に制度についてご説明をさせていただく中で、特に利用の目的について限定を外していただきたいというようなご意見、ご要望は私どものほうにはあがってきておらないということでございます。

○議長（井上正清君）

福本耕太君。

○7 番（福本耕太君）

具体的にアンケートを行うとか、利用者に意見を町側から聞くという作業は行いましたでしょうか。

○議長（井上正清君）

奥村 忠君。

○福祉課長（奥村 忠君）

最初にお答えしましたとおり、アンケートは実施いたしておりません。

○議長（井上正清君）

福本耕太君。

○7 番（福本耕太君）

それをしなければ、どうやって住民の声とか要望とかを聞いて制度を進めていくということになるのでしょうか。町長にお答えしていただきたいと思いません。

○議長（井上正清君）



三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

その件につきましては、利用者の要望を聞くということなので、利用者の聞き取りはしてたと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（井上正清君）

福本耕太君。

○7番（福本耕太君）

どのようにして利用者の要望を聞いてたんですか。

○議長（井上正清君）

奥村 忠君。

○福祉課長（奥村 忠君）

広報等で制度を周知した後、電話等のお問い合わせがあった場合、それから実際に窓口に来られて、申請に来られたときに制度について再度ご説明した場合につきまして、特に利用制限を、もっと広げてほしいというようなご要望をあげてきたというようなお話は、私は聞いてはおりません。

○議長（井上正清君）

福本耕太君。

○7番（福本耕太君）

そしたら、これ堂々巡りになるので、これからのこととして聞いていただきたいんですけども、私のもとにはですね、バス利用が困難な高齢者や障害者がですね、医療機関に移動するときだけに、その券を使った場合、券が余るということもあったりとかですね、バス利用はですね、バス利用が困難なのは、医療機関に移動するときだけではありませんと、買い物とか役場に行政手続きをしたりするときも非常にバス利用が困難ですという声が届いております。これ普通に考えてですね、これ町長にお聞きしたいと思うんですけど、病院に行くときだけバス利用が困難で、役場の行政の手続きをしに来たり、買い物に来たりするときには、バス利用は困難ではないということがありえるのでしょうか。普通に考えてどうか聞きたいと思います。

○議長（井上正清君）

奥村 忠君。

○福祉課長（奥村 忠君）

まずですね、この制度につきまして医療機関への通院に利用を限定している理由につきましてちょっとご説明させていただきますと、29年4月に小豆島中央病院が開院いたしまして、小豆医療圏内の地域医療提供体制が大きく様変わりを行いました。それに対しまして、小豆島町等と今後の小豆医療圏域における地域医療提供体制の充実対策等を協議をしていく中で、県が持っておりま

す地域医療介護総合確保基金を活用した事業を展開していくべきだろうということで、そのメニューの一つとして制度設計を行ったものでございます。

この基金事業として採択をしていただくためには、地域医療に資するものとする必要がありましたことから、小豆医療圏内への通院する際に利用をしていただくこととしたものでございます。基金を活用した事業の一つとして実施するために、利用目的を限定したものであることをまずご理解いただきたいと思

○議長（井上正清君）

福本耕太君。

○7番（福本耕太君）

2年前質問したときにもその答弁はいただいております。で、そのことも踏まえてですね、今町長に質問したんですけども、私がお前に質問したことに答えてもらえますか。そんな難しいことじゃないと思うんで。もう1回言います。バス利用が困難な人っていうのは病院に行くときだけが困難であって、買い物や役場への行政手続きのときには困難にはならないのでしょうか。

○議長（井上正清君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

交通弱者は、たぶん大変だと思いますので、タクシー料以外も大変だと思います。

○議長（井上正清君）

福本耕太君。

○7番（福本耕太君）

という話の流れの中で制限を撤廃することで、高齢者や障害者の足の確保の課題にも、克服にも役に立つようになりますよという議論をしてきて、住民の声を聞いてくださいと言う話をしてきたと思います。利用の制限があるのであれば、それはそれで利用したかたちでやったらいいと思うんですけども、もう一方で、町の独自の施策としてそれに上乗せするような施策をとればですね、こういう交通弱者の足の確保にも繋がるんじゃないかということで、話を進めてきておりますので、もう一度ですね、差し戻しますので住民の声を聞いていただい

では、次の質問に移りたいと思います。

医療費無料化制度について、高校卒業まで拡大を求める質問をいたします。

2014年7月の15日、佐賀県で開かれた全国知事会議で「少子化非常事態宣言」が採択され、これまで日本が経験したことがない本格的な人口減少社会に突入

したことが改めて現実味を増しています。少子化の加速は、わが町、小豆地区全体を見ても例外ではありません。

まず、お聞きしたいと思います。15年前から最近までの出生率を年ごとに示して、人口減少との関係でその特徴を示していただきたいと思います。

○議長（井上正清君）

企画課長 椎木 孝君。

○企画課長（椎木 孝君）

福本議員のご質問にお答えをいたします。

土庄町における15年前からの最近までの出生率についてでございますが、出生率は、その年に生まれた人口1,000人あたりの出生数を指し、毎年10月1日現在の人口を基準に算出をしております。

土庄町の15年間の出生率について、直近3年間では、平成27年度6.35人、平成28年度6.66人、平成29年度5.31人となっております。過去15年間で最も出生率が高かったのは19年度の6.73人、低かったのが26年度の4.95人で、平均値は5.93人となっております。以上です。

○議長（井上正清君）

福本耕太君。

○7番（福本耕太君）

はい。ありがとうございます。

土庄町も全国的な人口減少に漏れず、減少が続いているということが分かりました。全国的な地方自治体の人口減少の特徴として、県庁所在地から距離的、また時間的に遠い自治体ほど減少傾向が激しい一方で、子育て支援策に力を入れている自治体では必ずしも減少になっていない実例もあります。例えば、香川県内では直島町が、愛媛県では鬼北町が高校卒業まで医療費無料化制度を拡大しています。

県内で初めに、中学校卒業まで子ども医療費無料化制度を拡大したまんのう町では、善通寺市などからも若い世代が移り住んでくるなどの動きが見られました。こうした自治体では、出産から高校卒業まで切れ目のない施策を行い、子どもを産み育てやすい町をアピールして子育て世代の定着を目指しています。わが町に必要な政策もこれだと思います。

質問の中身に戻ります。医療費無料化制度は、費用対効果の面から見ても効果が非常に高い制度です。福祉課長に問います。小学校1年生から中学3年生まで無料化するために町が予算化している額を示してください。次に、予算額のうち執行残となった額を示してください。

○議長（井上正清君）

奥村 忠君。

○福祉課長（奥村 忠君）

福本議員のご質問にお答えいたします。

子ども医療費支給事業につきましては、平成26年8月診療分から実施している事業ですので、通年で実施いたしました平成27年度分からについてご報告をいたしますと、平成27年度予算額1507万9千円、決算額1482万959円、不用額25万8041円、平成28年度予算額1664万2千円、決算額1477万3175円、不用額186万8825円、平成29年度予算額1793万4千円、決算額1422万9484円、不用額370万4516円となっております。

○議長（井上正清君）

福本耕太君。

○7番（福本耕太君）

このデータから、この結果から言えることは、子どもは小さいうちはよく病気をするが成長するにしたがって病気が減り、町が支出する医療費は少なくなっていくということです。なお、スポーツ部などの部活によるけがは、スポーツ保険が優先されるため町費の支出はありません。このデータから言えることは、中学生や高校生の医療費を無料にしても、町は大きな予算を組む必要はないということになります。一方で子どもを持つ親からすれば、備えあれば憂いなしの制度であり、大変大きな安心感につながります。

福祉課長に問います。データから今私が言ったことが合っているかどうか福祉課長の見解をお尋ねいたします。

○議長（井上正清君）

奥村 忠君。

○福祉課長（奥村 忠君）

議員おっしゃるとおり全国的に高校卒業まで医療費を、無料化を実施している地方自治体が、徐々にではありますが増えてきている状況にあります。そういった地方自治体については、そういう議員がおっしゃられましたような効果を考へての事業を実施しているものだと思います。

○議長（井上正清君）

福本耕太君。

○7番（福本耕太君）

もう一度お伺いします。子どもがですね、大きくなっていくにつれて医療費は、町が支出する医療費は少なくなっていく。特に中学校や高校生が、の場合だったらですね、ほとんど予算を伴わないというかたちになると思うんですけども、この見解についてどう思われますかという質問でございます。

○議長（井上正清君）

奥村 忠君。

○福祉課長（奥村 忠君）

小学校入学前までの子どもさんの医療費につきましては、年齢別の医療費を把握しておりますが、小学校入学後につきましては、年齢ごとの医療費については把握はしておりません。ただですね、小学校入学前の子どもさんの医療費と小学校入学後から中学校卒業前の子どもさんに係る医療費を比較した場合には、明らかに小学校入学後から中学校卒業前までの子どもさんの医療費のほうが少ないという事実はございます。

○議長（井上正清君）

福本耕太君。

○7番（福本耕太君）

ありがとうございます。そういう点からもですね、高校卒業まで医療費を無料にしても、実際にあまりお金がかからない、で費用対効果は非常に大きいということが言えると思います。あまり私、費用対効果という言葉は行政で使うのは不適切だと思うんですが、ここで言う効果というのはですね、若い世代の、子育て世代の安心感という意味です。安心感は非常に大きなものがあるということによって効果ということを使わせていただいております。

では、福祉課長にまた問いたいと思います。高校卒業までに仮にですね、医療費無料化を拡大した場合に、必要となる予算額を目安で結構ですのでお示ください。

○議長（井上正清君）

奥村 忠君。

○福祉課長（奥村 忠君）

平成29年度決算額を参考に申しますと、小学校入学後から中学校卒業までの9学年の子どもさんに対する医療費の支給事業で実際に支給した額が1375万5361円となっております。高校入学から高校卒業までの3学年の方に対して、もし実施をすれば、こちらの子ども医療費の3分の1程度の額があれば可能なのではないかという推測はされます。

○議長（井上正清君）

福本耕太君。

○7番（福本耕太君）

はい、すいません。その3分の1の金額、だいたいいいので言うてください。

○議長（井上正清君）

奥村 忠君。

○福祉課長（奥村 忠君）

単純に約1380万を3分の1ということであれば、約450万、460万ぐらいの

額になろうかと思えます。

○議長（井上正清君）

福本耕太君。

○7番（福本耕太君）

はい、ありがとうございます。年間で450万円から460万円で、高校1年生から3年生までの医療費無料化ができるというのは、非常に大きなことだと思います。いわばわずかな金額でですね、これ実現できるということです。土庄町には20億円の財政調整基金があります。そのうちのわずか450万円から、だいたい500万円くらいですね、の金額を使うだけでこの制度を実現できます。ぜひやってほしいと思えますけども、町長の見解を尋ねたいと思えます。

○議長（井上正清君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

財政調整基金は20億円ありますが、非常に厳しい状況の中です。無償化を高校生まで広げるということについては、全く今のところ検討はしておりませんがですね、小豆島中央高校ということで、両町で一つしかありません。当然小豆島町とも協議しながら、また他の市町村なんかも見ながらですね、今後検討していく必要はあるのかなと思えますが、周りを見ながら検討したいと思えます。

○議長（井上正清君）

福本耕太君。

○7番（福本耕太君）

周りを見ながらということなんですけども、今、私、課長とやりとりしてしました。議論を聞いていてどういうふうに思いましたか。なんでやらないというふうに思われるのかお聞きしたいと思えます。

○議長（井上正清君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

やっている市町村、やってない市町村、ちょっと考え方は分かりませんが、義務教育と、高校生ですから高等教育になりますから、そのあたりの差があるのかなと思っております。

○議長（井上正清君）

福本耕太君。

○7番（福本耕太君）

いろんなことに対してはですね、予算結構大きく付けていると思うんですよ。瀬戸内芸術祭にも付けていると思えますし、私が止めるべきだとずっと言って

きている同和事業にも数千万円の予算付けてますよね。こういう予算は付けるのに、わずか 450 万から 460 万で大きな安心が得られる制度に付けないのはどうしてですかね。義務教育というのは関係あるんですかね。

○議長（井上正清君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

関係あるないじゃなくて、高校生に全員、産まれた子は全員行くんだっいたらしているのかなと、他の市町村も、行ってない子、そのあたりの人にもしてあげないといけないという話があるのかどうか分かりませんが、もしそういうことであれば日本全国 1700 何十自治体が全部やると思います。やってないということは何かあるのかなということが一つありますけれども、いずれにしても島は 2 つの町がありますから、2 つの町の生徒が通っている町なので、土庄町だけで単独というのは非常に厳しいものがあるので、両町話し合いしながらやるべきかなと思っております。

○議長（井上正清君）

福本耕太君。

○7 番（福本耕太君）

高校に通っている子という話が出ましたけれども、これ年齢で区切ったらいと思うんですよね。だいたい 16 歳から完全自立というのはなかなか難しい経済状況でもありますし、18 歳、高校卒業まで親元で過ごすというのがほとんどの場合、町長聞いてます。ほとんどの場合はそうだと思います。町長もそうだったんじゃないんですかね。だから 15 歳から満 18 歳まで年齢で区切った場合どうですか。高校生という認識を外して。

○議長（井上正清君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

そういった大きな話になると思うので、当然香川県 8 市 9 町ありますから、そのあたり合わせてですね、土庄町だけ単独というわけじゃなくて一緒にやるべきかなと思っております。

○議長（井上正清君）

福本耕太君。

○7 番（福本耕太君）

一番最初にも話しましたけれども、人口減少の話しましたね。人口減少が著しいところでこういう施策をとって、若者の定住だったり、移住というのを促進するカンフル剤として活用しているんです。だから他の自治体がどうだからとかじゃなくって、うちの町の場合は、特に海に囲まれているところ、他に対

しては、他の高松とかに比べたら不利な部分がたくさんあるんですね。そういう中で、若者の定住に大きな効果をもたらすという点で私、説明、話をさせてもらったつもりなんですけれども、この点についてはどうですか町長。小豆島がですね、そういう特性を持った町だと、その意味ではこういう施策を打って、アピールして、大きなアピールの材料になるんじゃないかなという考えについてはどうですか。

○議長（井上正清君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

小豆島町と協議しながらいきたいと思います。

○議長（井上正清君）

福本耕太君。

○7番（福本耕太君）

はい、一日も早く協議していただいて答えをきちんと出してほしいと思います。今まで小豆島町と協議しますと言うて、きちんと答えをいただいた経過がございません。言った限りはちゃんと資料で出してください。いいですか。協議しますと言って協議した結果をいただいたことがございません。

○議長（井上正清君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

担当者間で話があると思いますから、その後また提出できる書類があれば提出するのかなと思います。

○議長（井上正清君）

福本耕太君。

○7番（福本耕太君）

きちんと協議した結果を出してくださいね。

では次の質問に入ります。住宅リフォーム助成制度についてでございます。早期実施を求める質問を行います。

住宅リフォーム助成制度を実施している自治体の9割以上が、耐震や空き家バンクなどと一体ではなく、それ自体で使える住宅リフォーム助成制度であることは、町もご自身の答弁によって明らかになっております。私が提案している普通の住宅リフォーム助成制度を実施すれば、耐震や空き家バンクはちよつと横に置いて、耐震なども含めたリフォーム助成として包括的な活用をすることができます。

平成29年12月議会で、私は2年前から制度を実施している小豆島町の例をあげて投資額と経済効果を示しました。ここでもう一度示しますが、小豆島町



は、約 1300 万円、年間で当初予算が 1000 万円、補正予算が 300 万円で投資を行い、総工費 1 億 1900 万円の総工事が生まれています。経済効果は、投資額の 9.15 倍です。小豆島町は、その後も需要があり、3 年間同じ金額を投資して、制度を継続しています。わが町でも早期の実施を求めたいと思います。

質問に入ります。町長は、1 年前の 3 月議会で、「1 年くらい今の制度を実施して、経済効果がなければ、見直しをして、耐震化とリフォームを分けることも考える」と答弁されました。そこで問いたいと思います。耐震化と一体のリフォーム助成の効果はどうなっているか、次の 4 点でお示してください。

①住民からの要望数、応募数ですね。②支出した予算額、投資額、③生み出された仕事量、工事総額、④地域に及ぼす経済効果、この 4 は 2 番に言った投資額分の 3 番の総工事費ということになります。示してください。

○議長（井上正清君）

建設課長 濱口浩司君。

○建設課長（濱口浩司君）

福本議員のご質問にお答えいたします。

質問の 1 の住民からの応募数ですけれども 2 件でございます。2 番の支出した予算額ですけれども、40 万円でございます。3 番の生み出された仕事量は 406 万 6 千円でございます。4 番目の地域に及ぼす経済効果ですけれども、10.1 でございます。

○議長（井上正清君）

福本耕太君。

○7 番（福本耕太君）

はい。お答えいただきました。土庄町では 2 件、総工事費が 446 万 6 千円とおっしゃいましたね。同じ年、2018 年の小豆島町はですね、1300 万円の予算組んでおります。当初予算で 1000 万円、補正予算で 300 万円ですね。件数でいいますと 72 件の応募です。仕事は 1 億 3200 万円の仕事が生まれております。

この比較をしてもはっきりするように住宅リフォーム助成制度は耐震化と一体にすると経済効果が大きく下がる、仕事量もほとんど出ないということが明らかになりました。こうした結果を踏まえて、町長は切り離しも検討するというふうにおっしゃったと思いますけれども、今後どのようにするつもりか答弁を求めます。

○議長（井上正清君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

先ほどありましたように、多少の効果はあったと思っております。そんな中で安心安全なまちづくり。今、土庄町にはですね、6340 戸の家があります。い

つ起こるか分からない東南海地震がいつくるか分かりません。その中で昭和 56 年以降、2100 戸しかできておりません。ということは 3 割ぐらい。ということは 7 割ぐらいが耐震ができておりませんということでですね、もう少し町のほうからいつ起こるか分からない東南海地震に備えて、改修とか耐震化をやったらどうですかというのは促していこうかなと考えております。

○議長（井上正清君）

福本耕太君。

○7 番（福本耕太君）

何をもって経済効果が出たというふうにおっしゃってるんですかね。私、比較までして経済効果が出てないことを明らかにしてるのに、何をもって経済効果が出てると言うんですかね。比較対象を示してください。無理がある。無理が。

○議長（井上正清君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

経済効果については小豆島町とはかけ離れてはおりますが、土庄町としてはゼロよりは 2 件あったということで多少の経済効果は出たということです。

○議長（井上正清君）

福本耕太君。

○7 番（福本耕太君）

2 件というのはね、結果が出たということにならないんですよ。それから先ほどもね、耐震化を進めたいということをおっしゃられてました。私、耐震化を進めたらあかんなんてことは一言も言うてないんです。あのね、住宅リフォーム助成制度を実施することによって、耐震も一緒にやろうっていう動きが出るっていうことは前から言うてるじゃないですか。耐震化というのは国も進めてますし、住宅リフォーム助成制度ができることによって耐震もあわせてやろうという人が出てきますよという話してますんで、これをセットにすると使いにくい、ただ単に使いにくい制度になる、というのは、住民の、この仕事を受ける人、またリフォームしたいと考えている人の考えなんですけどもどうですか。一体にせえへんかったら耐震化進みませんか。

○議長（井上正清君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

意味がよく分かりませんが、リフォームをすることによって耐震化にもなる。じゃ、耐震化もリフォームも一緒にしても一緒と思うんですけど、意味がよく分かりません。

○議長（井上正清君）

福本耕太君。

○7番（福本耕太君）

意味が分からないということなんで、もうちょっと住宅リフォーム助成制度、全国でやってるの勉強してほしいと思うんですけど、分かるように説明しますとね、住宅リフォームをしたいと思っている人はけっこうたくさんいるんですよ。それをやる際に耐震もせなあかんと考えている人もいます。

でもこれが一緒になってしまうと、リフォームだけしたい人と耐震もせなあかんと考えている人がいるんで、耐震もせなあかんと考えている人しか使えない。その結果がこの2件ということなんです。そうすると本来、住宅リフォーム助成制度っていうのは、そもそも地域経済活性化のために作られてる制度なんですけど、地域経済の活性化にも役立たないということになるんです。先ほどのタクシーの件でも言いましたけど、私ね、三枝町長の政治姿勢というのはね、自分の考えていることを町民に押し付けよう押し付けようとしてるんですよ。これは政治で最もやってはいけないことです。本来の政治の仕事っていうのは、いかにして住民が活力を取り戻せるか、その基盤をやることです。

生活の基盤を支えることが政治の仕事です。それをわざわざ制限かけて、私の言うとおりにせえへんかったら使えませんよっていう制度にしてるっていうのは、最もやってはいけないことだということを強く協調したいと思います。全国的にね、この耐震化とあわせてやっているところ、0.02%しかやってないんです、そんなこと。残りの99.8%は切り離してやってるんです。他の自治体を見ながら進めますっておっしゃるんだったらこの制度こそ、他の自治体をまねてやったらどうですか。町長。

○議長（井上正清君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

一応調べております。全国1700市区町村、その中で603の自治体が今実施しております。その中で603というのは耐震も含めてやっている、それからリフォームだけって両方あると思いますけれども、これは全国の話なので、香川県内を調べておりましたら、4市3町です。17市町村のうち4市3町、7つです。その中でリフォームだけでいいですよっていうところは町としては琴平と小豆島町。あと市はさぬき市、三豊市、観音寺市ということですね、そこもたぶんある程度効果は出ていると思いますが、先ほども言いましたように、特に安心安全なまちづくりにおいてですね、もう少し様子を見ながら、同じリフォームするのであれば先ほどおっしゃったように、リフォームするんだったら耐震もして一緒にやることによって、自分の生命、財産を守れるということをもう

少し促しながらやるべきかなと思っております。

○議長（井上正清君）

福本耕太君。

○7番（福本耕太君）

同じリフォームするんだったら耐震もしてっていうのは住民が考えることです。あなたが言うことじゃない。そんなことはね、あなたに言われたくない。だから今、話を全国から香川県に話を矮小化しましたけど、全国ではね 98.8%が切り離してやってるんですよ。土庄の町民も単独で使えるリフォーム助成をやってほしいと声をあげてるんですよ。なぜ町長だけがこれにこだわるのか。理解ができない。一刻も早く切り離して単独で使える住宅リフォームを実施し、土庄町でも経済効果をあげ、暮らしを守る政策に切り替えるよう強く求めて質問を終わります。

○議長（井上正清君）

これにて、一般質問を終了いたします。

## 討論、採決（議案第7号～議案第38号）

○議長（井上正清君）

これより、討論、採決に入ります。まず、条例関係等の議案から行います。

日程第3、議案第16号 土庄町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（井上正清君）

反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第16号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（井上正清君）

日程第4、議案第17号 土庄町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（井上正清君）

反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 17 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（井上正清君）

日程第 5、議案第 18 号 土庄町長等の給与支給条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（井上正清君）

反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 18 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（井上正清君）

日程第 6、議案第 19 号 土庄町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（井上正清君）

反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 19 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（井上正清君）

日程第7、議案第20号 土庄町公共用財産管理条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（井上正清君）

反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第20号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（井上正清君）

日程第8、議案第21号 土庄町社会体育施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（井上正清君）

反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第21号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（井上正清君）

日程第9、議案第22号 土庄町文化施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（井上正清君）

反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 22 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（井上正清君）

日程第 10、議案第 23 号 土庄町森林整備促進基金の設置、管理及び処分に関する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（井上正清君）

反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 23 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（井上正清君）

日程第 11、議案第 24 号 土庄町長栄又造教育振興基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（井上正清君）

反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 24 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（井上正清君）

日程第12、議案第25号 土庄町国民健康保険高額療養費貸付基金条例を廃止する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（井上正清君）

反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第25号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（井上正清君）

日程第13、議案第26号 土庄町介護給付費準備基金条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（井上正清君）

反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第26号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（井上正清君）

日程第14、議案第27号 土庄町立認定こども園の設置に伴う関係条例の整備に関する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（井上正清君）

反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。



これより採決いたします。お諮りいたします。  
議案第 27 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (井上正清君)  
ご異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長 (井上正清君)  
日程第15、議案第28号 土庄町立認定こども園条例についてを討論を行います。  
本案に対する反対討論の発言を許します。  
(発言者なし)

○議長 (井上正清君)  
反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。  
これより採決いたします。お諮りいたします。  
議案第 28 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (井上正清君)  
ご異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長 (井上正清君)  
日程第16、議案第29号 土庄町すこやかエンゼル祝金等条例の一部を改正する  
条例について討論を行います。  
本案に対する反対討論の発言を許します。  
(発言者なし)

○議長 (井上正清君)  
反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。  
これより採決いたします。お諮りいたします。  
議案第 29 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (井上正清君)  
ご異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長 (井上正清君)  
日程第17、議案第30号 土庄町介護保険条例の一部を改正する条例について討

論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（井上正清君）

反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第30号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（井上正清君）

日程第18、議案第31号 土庄町国保保健福祉総合施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（井上正清君）

反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第31号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（井上正清君）

日程第19、議案第32号 土庄町漁港管理条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（井上正清君）

反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第32号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（井上正清君）

日程第20、議案第33号 土庄町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（井上正清君）

反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第33号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（井上正清君）

日程第21、議案第34号 土庄町普通河川等管理条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（井上正清君）

反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第34号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（井上正清君）

日程第22、議案第35号 土庄町営住宅管理条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（井上正清君）

反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第35号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（井上正清君）

日程第23、議案第36号 土庄町都市下水路条例の一部を改正する条例について  
討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（井上正清君）

反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第36号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（井上正清君）

日程第24、議案第37号 土庄町港湾管理条例の一部を改正する条例について、  
討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（井上正清君）

反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第37号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（井上正清君）

日程第25、議案第38号 瀬戸・高松広域連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の変更について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（井上正清君）

反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第38号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（井上正清君）

日程第26、議案第7号 平成31年度土庄町一般会計予算について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（井上正清君）

7番 福本耕太君。

○7番（福本耕太君）

平成31年度予算について反対討論を述べます。その前に予算全体に対する評価を行いたいと思います。地方自治法第1条の総則は地方自治体の最も大切な任務、役割を住民福祉の増進と明確に規定しています。その立場から平成31年度の当初予算を見ると、一般行政全体としては基本的な福祉施策も継続され、福祉の増進が図られている点もあり、全体として評価できる予算になっていると思います。その点については力を尽くしてこられた行政関係者の皆さんに対し、率直に敬意を表するものであります。

ところが、一方で個別施策においては修正すべき点もございますので、これについては個別に反対討論を行い、修正を求めたいと思います。

修正と改善を求める点の第一はまず三枝町長の政治姿勢です。三枝町政は率直にあって住民福祉の増進が施政の軸に座っていません。その理由を事実を照らして具体的に述べたいと思います。

まず国に対する姿勢です。国が町民への負担増を求めたとき、三枝町長は常に負担増に苦しむ住民の側には立たず、国の顔色ばかりを窺っています。国の悪政により町民の暮らしが圧迫される事態を前に大変になるというだけで町民生活や地域経済を守る態度や行動は皆無です。

また、三枝町長の施政方針の一丁目一番地は常に観光やイベントごと、地域活性化に効果が立証されている制度の実現を町民や議員が求めても無視、詭弁、すり替えでごまかす態度、これは予算を上程する資格さえ疑われるものです。さらに住民生活は二の次、三の次となっています。こうした姿勢は改めるべきです。日本国憲法と地方自治法の精神を率直に行政に活かしてこそ、本来の行政がどうあるべきか道が見えてくるはずと私は考えます。

修正を求める点の第二は一般会計です。個別に反対討論を行います。

一つは同和事業です。具体的に公費による部落解放同盟への団体助成や個人給付はすみやかにやめるべきです。これは本来の差別撤廃に逆行し、町民の中に新たな分断と対立を生み出しています。部落解放同盟に行政をゆだねる現在のやり方を改め、人権福祉施策は一般行政に、人権教育は一般教育へとすみやかに移行させることを強く求めます。大部改良住宅については一戸あたり平均3000万円の住宅は高額すぎます。個人住宅新築の最近の一般価格は2000万円強そこそこで、木造住宅です。他の町営住宅と相当の建築物にするべきです。

修正を求める点の第三は町長や議員などが行う視察、出張についてであります。視察、出張についてはその目的や必要性を精査し、議論は公開し、公開できない視察や不要不急でない視察はやめるべきです。またこのような県外出張、視察への費用弁償の拠出はやめるべきです。

第四はマイナンバー制度システム化についてであります。故意、事故を問わず、偶発的に個人情報外部に漏れだすことを防ぎきれないのが情報化社会の大きな問題点であります。情報が漏洩し、悪用された場合、住民に損害を与えた場合、地方自治体は独自でその責任を負うことはできません。国の進めた制度だからといって何もかも進めていく、こういった姿勢に対しては住民から強い反発が起きています。住民を危険にさらし、自治体そのものを危険にさらす、その責任を地方行政に押し付けるマイナンバー制度は町民にとっても、土庄町にとっても危険極まりないしくみです。一刻も早い廃止を進める立場からこの制度の導入に係る全体の予算に反対いたします。以上です。

○議長（井上正清君）

賛成討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（井上正清君）

3番 濱野良一君。

○3 番（瀨野良一君）

31 年度土庄町の一般会計予算は来年度の町行政を執行するためにはなくてはならないものでございます。個人的な見解を述べるまではないと思いますが、この予算に関しましては承認するべきに値するものと思っておりますので、賛成をいたします。

○議長（井上正清君）

ほかに討論はありませんか。

（発言者なし）

○議長（井上正清君）

ないようでございますのでこれをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第7号については反対がありますので、起立によって採決をいたします。本案をを原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（井上正清君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（井上正清君）

日程第27、議案第8号 平成31年度土庄町国民健康保険事業特別会計予算について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（井上正清君）

反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第8号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（井上正清君）

日程第28、議案第9号 平成31年度港湾整備事業特別会計予算について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（井上正清君）

反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第9号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（井上正清君）

日程第29、議案第10号 平成31年度土庄町宅地造成事業特別会計予算について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（井上正清君）

反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第10号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（井上正清君）

日程第30、議案第11号 平成31年度土庄町大鐸財産区事業特別会計予算について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（井上正清君）

反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第11号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。



よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（井上正清君）

日程第31、議案第12号 平成31年度土庄町農業集落排水事業特別会計予算について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（井上正清君）

反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第12号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（井上正清君）

日程第32、議案第13号 平成31年度土庄町介護保険事業特別会計予算について、討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（井上正清君）

反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第13号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（井上正清君）

日程第33、議案第14号 平成31年度土庄町福祉サービス事業特別会計予算について、討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（井上正清君）

反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第14号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(井上正清君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(井上正清君)

日程第34、議案第15号 平成31年度土庄町後期高齢者医療事業特別会計予算について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(井上正清君)

7番 福本耕太君。

○7番(福本耕太君)

後期高齢者医療事業特別会計予算に対する反対討論を行います。この制度は75歳以上の高齢者だけを現役世代から切り離し、保険を作るという制度で保険料が青天井に上がっていく。また、受けられる医療が制限されるという保険制度になっています。これは政府も認めており一刻も早く廃止し、元の老人保健制度へと戻すことが必要であります。その立場から反対をいたします。

○議長(井上正清君)

賛成討論の発言を許します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(井上正清君)

9番 山崎勝義君。

○3番(山崎勝義君)

後期高齢者医療事業は必要でありますので賛成いたします。

○議長(井上正清君)

ほかに討論はありませんか。

(発言者なし)

○議長(井上正清君)

ないようでございますのでこれをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第15号については反対がありますので、起立によって採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（井上正清君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 議案の上程、提案理由の説明（議案第 41 号）

○議長（井上正清君）

日程第 35、議案第 41 号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○議長（井上正清君）

総務課長 鳥井基史君。

○総務課長（鳥井基史君）

それでは本定例会に追加提案いたしました議案につきまして説明をさせていただきます。配布しております追加議案書 1 ページをお開き下さい。

審議資料は裏のページとなっております。議案第 41 号 工事請負契約の締結については土庄町防災行政無線デジタル化整備工事を契約金額 1 億 3883 万 4 千円で四電エンジニアリング株式会社代表取締役原田雅仁と工事請負契約を締結することについて、土庄町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

ご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（井上正清君）

これをもちまして提案理由の説明を終わります。

## 提案理由に対する質疑（議案第 41 号）

○議長（井上正清君）

ただ今、説明のありました議案第 41 号について、質疑を行います。

質疑のある方はご発言願います。

(発言者なし)

○議長（井上正清君）

ないようでございますので、議案第 41 号の質疑は、これをもって終了いたします。

## 討論、採決（議案第 41 号）

○議長（井上正清君）

議案第41号 工事請負契約の締結について、討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（井上正清君）

反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第41号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 議員の派遣

○議長（井上正清君）

日程第36、議員の派遣についてを議題といたします。

本定例会閉会中に、議員の派遣についての申出書が提出されております。

詳細については、印刷配布のとおりであります。

議員の派遣については、土庄町議会会議規則第126条の規定により議会の議決を経ることとなっております。

お諮りいたします。お手元に配布いたしております議員を派遣することについてご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、申出のとおり議員を派遣することに決しました。

## 閉会中の継続調査申出

○議長（井上正清君）

日程第37、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

土庄町議会会議規則第74条の規定により、各委員会の委員長から、お手元に配布いたしております申出書のとおり、閉会中の継続調査申出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出書のとおり、継続調査に付することに決しました。

## 閉会

○議長（井上正清君）

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。

これにて、平成31年3月土庄町議会定例会を閉会いたします。

誠に、お疲れさまでした。

閉 会 午後0時21分

地方自治法第 123 条第 2 項による署名議員

土庄町議会議長（井上正清）

同 議員（岡野能之）

同 議員（岡本経治）